

平成30年9月3日

報道関係各位

【島原・雲仙・南島原地区】 平成31年度の中学校道徳の教科書が決定

平成31年度に島原・雲仙・南島原地区の中学校で使用する「特別の教科道徳」教科書の採択について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。
なお、送付した関係文書は下記のとおりです。

記

- 1 教科書採択理由
- 2 教科書採択協議会規約
- 3 教科書採択に関する基本方針
- 4 教科書採択の方法
- 5 教科書採択の事務日程
- 6 平成30年度教科書採択協議会委員名簿

担当部署	教育委員会学校教育課	担当者	田中 茂樹
直 通	0957-73-6702	E mail	gakkyou@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 			
担当者 連絡先			

島原・雲仙・南島原地区

平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書 採択理由

特別の教科	日本文教出版株式会社 中学道徳 あすを生きる
道徳	中学道徳 あすを生きる 道徳ノート

発問を精選して二つに絞ってあり、中心発問でさまざまな考えを引き出し、次の発問で自分にどう生かすかを考えさせることで、自己を見つめ、より深く考えることができるように配慮されている。また、「プラットフォーム」や「参考」というコラムを設け、考えや視野をさらに広げる工夫がなされている。「学習の進め方」のページで、問題解決的な学習や体験的な学習を計画的に複数取り入れてあり、その学習の仕方を示して、より実感を伴って考えを深めることができるように配慮されている。教科書の最初に、「道徳科で学ぶこと」「道徳科での学び方」のコーナーを設けて、道徳科の学習が単なる価値の理解だけではなく、自分自身や生き方を見つめなおしていくことであることと、学びをより深めるための手立てを示して、生徒が道徳科の学習に向かう心構えが示してある。

また、ほとんどの教材が4ページ以内で適切に構成されており、50分間を意識した文章量にしてある。「道徳ノート」が添付されており、生徒が自分の考えをまとめたり、確かめたり、授業を振り返ったりできるように工夫されている。併せて、この記録は教師が指導や評価に利用できるようになっている。

島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき、島原市教育委員会・雲仙市教育委員会・南島原市教育委員会の所管する小学校及び中学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会という。

(協議会を設ける市の教育委員会)

第3条 協議会は、島原市、雲仙市、南島原市の教育委員会が、これを設ける。

2 教科用図書採択に係る主管教育委員会は、島原市・雲仙市・南島原市のもちまわりとする。

第2章 組織

(組織)

第4条 協議会は、委員9人をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (一) 各市教育局委員会の教育長それぞれ1名
- (二) 各市教育局委員会がそれぞれ指名する各市教育局委員会の委員それぞれ1名
- (三) 各市の保護者代表それぞれ1名

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見の聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者は、委員となることができない。

3 委員の任期は、8月末日とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 会長は、各市教育局委員会が協議して定めた市の教育局委員会の教育長である委員をもって充てる。

2 会長の任期は、8月末日とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第7条 副会長は、会長以外の教育長を充てる。

2 副会長は、会長に事故があるときにその職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、会長が所属する教育委員会において処理する。

第3章 会議

(会議の招集)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、会長・副会長及び委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第13条第3項の報告及び長崎県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第12条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第4章 調査員

第13条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、調査員を置く。

- 2 調査員は、協議会が種目ごとに学校の教頭及び教諭の中から3人委嘱する。
- 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は、調査員となることができない。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成する。
- 5 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第5章 選定委員会

- 第14条 協議会に、あらかじめ調査した教科書の選定をさせるため、選定委員会を置く。
- 2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、協議会が種目ごとに学校の校長、教頭及び教諭の中から3人委嘱する。
 - 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者及び特定の教科書発行者と関係を有する者は、選定委員となることができない。
 - 4 教科ごとの選定委員の中から、それぞれ選定委員長を選出する。
 - 5 選定委員長選出については、選定委員の互選とする。
 - 6 選定委員は、当該専門の事項に関する業務が終了したときは、解任されるものとする。

第6章 議事録及び資料の公表

- 第15条 協議会の会議の議事録及び選定資料については、各市教育局において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第7章 経費の支弁の方法

- 第16条 協議会に要する費用は、各市の協議により決定した額について、関係市が負担する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成27年5月28日から施行する。
（島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会に関する規約の廃止）
- 2 島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会に関する規約（平成20年4月1日）は廃止する。

附 則

この規約は、平成29年5月22日から施行する。

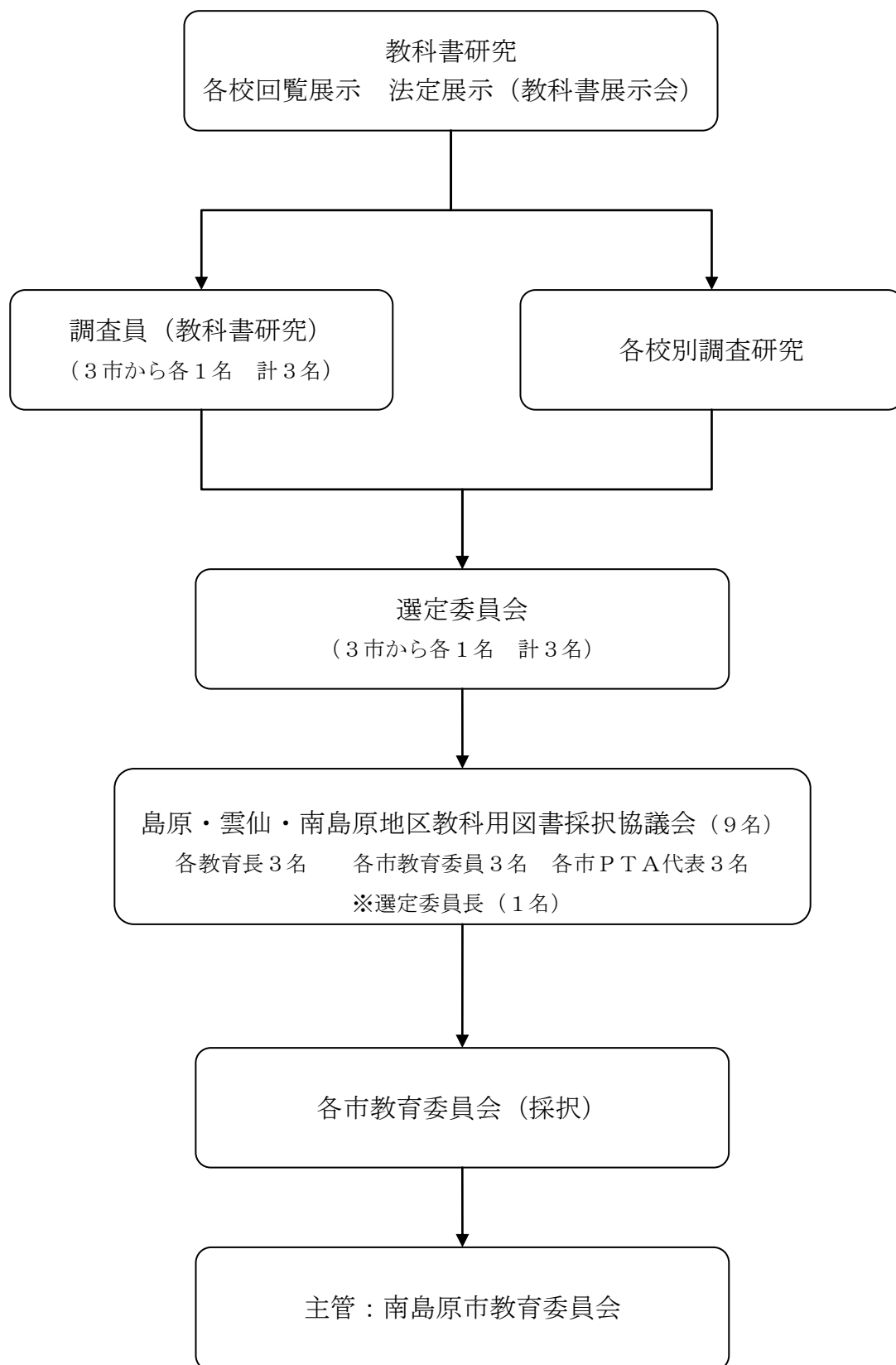
平成31年度使用小・中学校教科用図書採択に関する基本方針

島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会

学習指導要領の目標や内容等を踏まえ、一人一人の児童生徒に「生きる力」を育成することを基本的なねらいとする教科書を採択すること。

- (1) 採択に当たっては、教科書内容についての十分かつ専門的な調査研究に基づいて適正に行い、宣伝等にまどわされないよう公正に行うこと。
- (2) 採択のための調査研究資料等は、全ての教科書を対象として、各教科書の特徴が簡潔・明瞭にわかるようなものにし、「より参考になるもの」にすること。
- (3) 採択のための機関を設置し、採択の順序、手続きに遺漏がないようにすること。
- (4) 教科書展示会や教科書研究等の成果を活用するとともに、教職員や保護者等の意見が反映されるようにすること。
- (5) 島原・雲仙・南島原地区の実態、自然的・文化的諸条件を考慮し、島原・雲仙・南島原地区内の児童に適した教科書を採択すること。
- (6) 長崎県教育委員会が作成した「教科書選定資料」を活用すること。

採択の方法



平成31年度使用中学校教科用図書採択の事務日程

【島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会】

日 時	会議事務内容	場 所
5月24日（木） 14:00～15:00	第1回島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会 (1) 島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会結成 ・採択協議会の会長・副会長選出 ・事務局の決定 (2) 平成31年度使用中学校教科用図書採択基本方針の決定 (3) 採択事務日程の決定 (4) 事務内容の説明 (5) その他	南有馬庁舎 2階会議室
6月14日（木） 10:00～16:00	第1回調査員会 (1) 教科用図書採択基本方針の説明 (2) 採択事務及び調査研究の説明 (3) 審議	南有馬庁舎 3階中会議室
6月18日（月） 10:00～16:00	第2回調査員会 (1) 調査内容の留意点 (2) 審議	南有馬庁舎 3階中会議室
6月22日（金） 10:00～16:00	第3回調査員会 (1) 調査内容の留意点 (2) 審議	南有馬庁舎 3階中会議室
7月 6日（金） 10:00～16:00	第1回選定委員会 (1) 教科用図書採択基本方針及び審議の留意点 (2) 審議	南有馬庁舎 3階中会議室
7月12日（木） 10:00～16:00	第2回選定委員会 (1) 選定内容及び審議の留意点 (2) 審議	南有馬庁舎 3階中会議室
7月23日（月） 14:00～16:00	第2回島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会 ※採択本の推薦決定	南有馬庁舎 2階会議室
7月下旬	平成31年度使用中学校教科用図書採択本の決定	各市教委

5月下旬～6月中旬	中学校教科書見本本閲覧、各学校調査書作成	
長崎県教科書センター	島原センター（県立島原商業高等学校） 口之津センター（県立口加高等学校）	

平成30年度 島原・雲仙・南島原地区教科用図書採択協議会委員名簿

	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
1	南島原市教育委員会教育長	永田 良二	会 長
2	島原市教育委員会教育長	森本 和孝	副会長
3	雲仙市教育委員会教育長	山野 義一	副会長
4	南島原市教育委員会委員長	近藤 孝信	
5	島原市教育委員会委員	立花 博	
6	雲仙市教育委員会教育長職務代理者	徳永 卓	
7	南島原市PTA連合会会長	相良 伸介	
8	島原市PTA連合会会長	前田 幸栄	
9	雲仙市PTA連合会会長	林田 幸一	